

## 神戸親和大学公的研究費の運営・管理に関する不正行為防止計画

平成 28 年 6 月 13 日制定  
(令和 5 年 5 月 12 日改正)

「神戸親和大学公的研究費管理規程」及び「神戸親和大学公的研究費等の不正防止に関する基本方針」に基づき、神戸親和大学（以下、「本学」という。）における公的研究費の運営・管理に関する不正行為を防止する取り組みを定める。

### 1 責任体制の明確化

(1) 公的研究費等の運営・管理を適正に行うために、最高管理責任者（学長）が不正防止対策に関して本学内外に責任を持ち、推進していく。

(2) 公的研究費等の運営・管理を適正に行うために、責任体系を機関内外に周知・公表する。

### 2 環境の整備

最高管理責任者（学長）は、不正が行われる可能性が内在している前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、以下の取り組みを行う。

(1) 研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールについて、説明会等で関係者へ周知徹底する。また、研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールの明確化を推進する。

(2) 競争的資金等の事務処理に関する学内の責任と権限について、構成員へ周知徹底する。

(3) コンプライアンス研修等により不正行為の事例及びその影響を周知することで、構成員の意識の向上を図る。

### 3 不正防止対策の策定

(1) 具体的な不正防止対策を策定する。

(2) 不正を発生させる要因を把握し、適宜、不正行為防止対策に追加する。

### 4 研究費の適正な運営・管理

不正行為を防止し、公的研究費の適正な運営を行うため、以下の項目を重視し、本学にて研究費の管理を行う。

(1) 研究計画に基づき予算執行されているか定期的に確認を行い、必要に応じて研究計画の改善を求める。

(2) 研究分担者承諾書を本学にて確認する。

(3) 研究者（研究協力者等含む）が出張に行く場合、（研究協力者等は研究者を通して）事前に出張願の提出を求める。

- (4) 非常勤雇用者の雇用については予め本学に通知し、勤務状況確認等の雇用管理については、本学にて管理する。
- (5) 納品する業者の入出構を守衛室にて確認し、換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピューター、デジタルカメラ、ビデオカメラ等）及び10万円以上の物品は、競争的資金にて購入したことがわかるシール（科研費シール等）及び物品ごとに番号を付したシールを貼付けて管理する。
- (6) 納品する業者に対し、随意契約による購入、または1件50万円以上の購入時に、本学の定める誓約書の提出を要請する
- (7) 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等）に関する検収は、成果物そのものの動作確認や完了報告書、仕様書などの書類をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックし、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。

## 5 情報の公開について

本学のホームページ等で公的研究費の使用に関する規程等を内外に周知するとともに、不正行為を未然に防ぐため、相談・通報窓口について周知を図る。

## 6 モニタリングの実施

本学にて作成した「神戸親和大学公的研究費監査マニュアル」に基づき、モニタリングを実施する。